令和 2 年国勢調査 郡上市の人口は 38,997人!

令和2年10月1日 基準日)

■国勢調査 人口・世帯数

		総ノ			総世帯				
旧町村区分	令和 2 年 (人)	平成27年 (人)	平成27年~令和2年 の増減		令和2年	平成27年	平成27年~令和2年 の増減		
			増減数 (人)	増減率 (%)	(世帯)	(世帯)	増減数 (世帯)	増減率 (%)	
郡上市	38,997	42,090	▲ 3,093	▲ 7.3	14,562	14,610	4 8	▲ 0.3	
八幡	12,532	13,625	1,093	▲ 8.0	5,043	5,119	▲ 76	▲ 1.5	
大和	6,096	6,459	▲ 363	▲ 5.6	2,148	2,026	122	6.0	
白鳥	10,431	11,131	▲ 700	▲ 6.3	3,838	3,819	19	0.5	
高鷲	2,866	3,065	▲ 199	▲ 6.5	1,076	1,130	▲ 54	▲ 4.8	
美並	4,090	4,395	▲ 305	▲ 6.9	1,281	1,297	1 6	▲ 1.2	
明宝	1,446	1,670	▲ 224	▲ 13.4	520	537	▲ 17	▲ 3.2	
和良	1,536	1,745	▲ 209	1 2.0	656	682	2 6	▲ 3.8	

令和2年国勢調査により、市の人口・世帯数・年齢別人口が確定しました。総人口は昭和30年から減少が続いており、前回(平成27年)に比べ、3,093人、7.3%減少し38,997人となりました。

総世帯数も減少傾向にあり、前回に比べ48世帯、0.3%減少し14,562世帯となりました。

■国勢調査 年齢(3区分)別の人口及び割合

旧町村区分	人口総数(人)	年齢	3区分別の	人口	年齢3区分別の人口割合		
		15歳未満 (人)	15~64歳 (人)	65歳以上 (人)	15歳未満 (%)	15~64歳 (%)	65歳以上 (%)
郡上市	38, 997	4, 575	19, 746	14, 612	11.8	50.7	37.5
八幡	12, 532	1, 430	6, 214	4, 869	11.4	49. 7	38. 9
大和	6, 096	800	3, 229	2, 064	13. 1	53.0	33. 9
白鳥	10, 431	1, 213	5, 447	3, 734	11.7	52. 4	35. 9
高鷲	2, 866	381	1, 530	951	13. 3	53. 5	33. 2
美並	4, 090	481	1, 949	1, 659	11.8	47. 7	40.6
明宝	1, 446	146	712	588	10. 1	49. 2	40.7
和良	1, 536	124	665	747	8. 1	43. 3	48. 6

[※]人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計とは一致しません。

65歳以上人口は14,612人で、前回 (14,604人) に比べ8人増加しました。人口に占める割合は37.5%に上昇し、過去最高となりました。

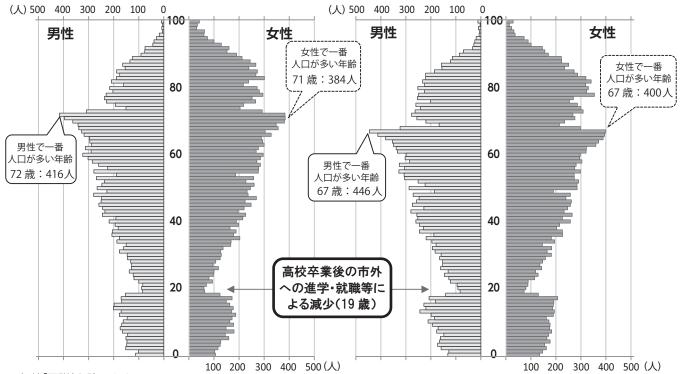
15歳~64歳人口は19,746人で、前回(22,222人)に比べ2,476人減少しました。人口に占める割合は50.7%に低下し、過去最低となりました。

0歳~14歳人口は4,575人で、前回 (5,218人)に比べ643人減少しました。人口に占める割合は11.8%に低下し、過去最低となりました。

■国勢調査 人口ピラミッド(1歳刻み人口)

【令和2年】

【平成27年】



※年齢「不詳」を除きます。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症による影響が 長期化する中、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給します。

【支給対象者】

下記の(1)から(3)に該当する児童を養育する保護者の内、生計を維持する程度の高い人(児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者)に支給します。ただし、令和3年度所得が児童手当と同等の所得制限限度額内の場合に限ります。

- (1) 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童(令和3年9月生まれの児童含む)
- ※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上のため、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給されている人は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給対象外となります。
- (2) 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童(高校生等)
- (3) 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた新生児

【給付額】 対象児童1人につき 10万円

【支給方法】

①申請が必要な人

高校生等のみ養育している保護者、児童手当を受けている公務員、新生児の保護者等は、申請が必要になります。健康福祉部児童家庭課または各振興事務所へ申請書の提出をお願いします。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

申請受付開始日 令和4年1月4日(火)

- ②申請が不要な人
 - 上記(1)に該当しており郡上市で児童手当を受給している人(兄弟の高校生分含む) ※児童手当を受給している口座へ**令和3年12月27日**に振込みますのでご確認をお願いします。
- 問 健康福祉部児童家庭課 ☎ 67-1817



令和4年5月以降 公立保育園入園申込みのご案内

令和4年5月以降に、公立保育園への入園を希望する場合は、以下の期間で受け付けます。期間内に必要な書類を揃えて、利用を希望する園、または健康福祉部児童家庭課、白鳥振興事務所へご提出ください。

申込みの前に、必ず希望される園へご相談ください。園の空き状況によっては、入園できない場合があります。空き状況については各園へお問い合わせください。

申請書受付期間				
3月15日(火)~4月15日(金)				
4月18日(月)~5月13日(金)				
5月16日(月)~6月15日(水)				
6月16日(木)~7月15日(金)				
7月19日(火)~8月15日(月)				
8月16日(火)~9月15日(木)				
9月16日(金)~10月14日(金)				
10月17日(月)~11月15日(火)				
11月16日(水)~12月23日(金)				

※私立保育園・私立認定こども園への入園を希望する場合は直接ご希望の園へご相談のうえ、園の指定する日までに必要な書類を揃えて、郡上市役所児童家庭課または白鳥振興事務所へご提出ください。

※必要な申請書様式等は郡上市ホームページからダウンロードができます。

リンク先:https://www.city.gujo.gifu.jp/life/detail/post-945.html

問 健康福祉部児童家庭課 ☎ 67-1817